

2018年5月

お客様各位

JPサンキュウグローバルロジスティクス株式会社

中国税関 貨物事前情報提出制度 必須項目について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、このたび中国税関の指示により新たに提出が義務付けられました項目とその提出方法につきまして、下記にご案内いたします。
通関・転送手続きを遅滞なく進めるためにも、正確な情報の提供にご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 適用日：2018年6月1日中国着より
2. 対象：日本発全仕向地(直行・国内・国際転送全て対象)
3. 必須項目：AWBの輸出者(Shipper)・輸入者(Consignee)の
 - ①.輸出者(Shipper)コード・電話番号
 - ②.輸入者(Consignee)コード・電話番号・担当者名
 - ③.連絡先(Notify)コード(該当する場合)
4. 輸出者(Shipper)コードについて
 - ①.取引主体識別コード(Legal Entity Identifier)：20桁
※JPX-LEIコード検索：<https://www.jpx.co.jp/lei/about.html>
 - ②.アメリカ証券取引委員会番号(Central Index Key)：10桁
※アメリカ証券取引委員会番号検索：<https://sec.gov/edgar/searchedgar/cik.htm>
 - ③.①②が無い場合：法人番号(Corporate Number)
 - ④.個人の場合：マイナンバー
5. 輸入者(Consignee)コードについて
 - ①.中国税関指定の統一社会信用(Unified Social Credit Identifier)：USCI)コード
※USCIコード検索：<http://www.cods.org.cn/publish/index.html>
 - ②.①が無い場合は、組織機構番号
 - ③.個人の場合は、身分証番号
6. 連絡先(Notify)コードについて
5の輸入者コード同様

以上